

## 中央区分譲マンション管理組合交流会会則（平成 25 年 3 月 16 日改正）

### （目的）

第1条 この会は、中央区内に所在する分譲マンション管理組合等が自主的に集い、適正で円滑なマンションの管理運営に係る知識及び情報を交換しあい、中央区との相互協力のもとに、建物の健全な維持管理、良好な住環境の保持及び居住者の快適なマンション生活を実現することを目的とする。

### （名称）

第2条 この会の名称は、中央区分譲マンション管理組合交流会（以下「交流会」）という。

### （活動内容）

第3条 交流会は、上記の目的を達成するために必要に応じて次に掲げる活動を行う。

- (1) 情報交換会、勉強会、相談会
- (2) セミナー、見学会
- (3) その他、交流会の目的を達成するために必要な事業

### （会員の種類）

第4条 交流会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員 中央区内に所在する分譲マンション管理組合の代表者
- (2) 個人会員 中央区内に所在する分譲マンションの区分所有者
- (3) 賛助会員 交流会の目的に賛同し、本会の活動を支援する個人又は団体で、役員会が認めた者。

### （入会及び退会の手続き）

第5条 交流会の会員になろうとする者は、会長に管理組合名、所在地、氏名、連絡先等必要事項を届け出るものとする。

- 2 退会する場合は、同様の内容を会長に届け出るものとする。
- 3 入退会に関し疑義がある場合は、役員会において決定する。

### （組織）

第6条 交流会を円滑に運営するため、本会に次の役員及び監事を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 4名以上
- (5) 監事 1名

### （役員の仕事）

第7条 会長は、交流会を代表し、総会及び役員会を招集し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
- 3 会計は、交流会の経理を行う。
- 4 理事は会務を執行する。理事の担当業務を以下のように定めることができる。
  - (1) 企画担当理事
  - (2) 広報担当理事
  - (3) 記録担当理事
- 5 監事は会計の監査を行う。また、交流会の運営について必要と認めるときは、役員会に意見を提出できる。

#### (選任)

第8条 役員及び監事は、団体会員および個人会員のうちから総会において選任する。

- 2 会長、副会長、会計ならびに理事の担当業務は、役員の間で互選によって定める。
- 3 会長、副会長、会計、理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 役員及び監事の任期は、1年とし、再任を妨げない。

#### (会計)

第9条 交流会の会員の会費は当分の間無料とする。

- 2 交流会の運営費は参加者の実費負担を原則とする。
- 3 交流会の会計年度は、1月から12月までとする。

#### (総会)

第10条 総会は原則として毎年1回開催するものとし、会則の変更、予算・決算の承認及び役員を選任等を行う。

- 2 前項に定めるほか、会長は必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の開催は、団体会員および個人会員総数の過半数をもって成立とする。
- 4 総会の議決方法は、出席者の過半数による多数決制とする。
- 5 会長は、総会の議長となる。

#### (会則の委任)

第11条 本会則に定めのない事項が生じたときは、役員会協議のうえ決定する。

#### 付 則

- 1 この会則は、平成15年3月16日から施行する。
- 2 第7条の規定に関わらず、平成15年12月までは会費は徴収しない。

#### 付 則

- 1 この会則は、平成21年3月15日から施行する。

#### 付 則

- 1 この会則は、平成25年3月16日から施行する。